



令和7年9月19日

## リチウムイオン電池等の行政収集の実施について

世田谷区では、家庭から出るリチウムイオン電池等の集積所での収集を10月1日から開始します。

### 1 経緯

近年、全国的にリチウムイオン電池に起因する廃棄物処理施設や収集運搬車両の火災事故等が頻繁に発生しており、廃棄物処理施設が稼働停止し、廃棄物処理が滞るなど生活環境の保全に大きな影響を及ぼしている。

区においても、これまで対応策の検討を進めてきたが、リチウムイオン電池の収集並びに処理の体制が整ったため、10月1日(水)より集積所での行政収集を開始する。

### 2 新たに収集対象とする品目

リチウムイオン電池のほか、ニッケル水素電池、ニカド電池及びこれらを内蔵した製品(以下、「充電式電池等」という。)

対象例：モバイルバッテリー、電子タバコ、コードレス掃除機等のバッテリー、ハンディファン(小型扇風機)、電動歯ブラシ、電気かみそりなど

※1辺の長さが30cmを超える充電式電池等は、粗大ごみとして取扱うこととし、他の粗大ごみと同様に事前申込みにより収集する。

※膨張・変形した充電式電池等は、火災のリスクを鑑み、集積所での収集は行わず、区内の各清掃事務所やエコプラザ用賀、リサイクル千歳台、清掃・リサイクル部事業課まで持参いただくようお願いする。

### 3 排出及び収集の方法

不燃ごみ(月2回)の日に、集積所において収集する。

※他の不燃ごみとは分け、中身の見える別袋に入れ、「充電式電池」などと袋に直接書く、もしくは紙に書いたものを袋に貼っていただく。

※端子部分にはテープなどで絶縁処理をお願いする。

### 4 収集後の処理について

再資源化事業者に希少金属の売却及び再資源化の処理を委託する。

### 5 収集開始日

令和7年10月1日(水)

◎問合先 事業課 電話03-6304-3341